

第10回大阪労働局公共調達監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成24年8月10日（金）大阪合同庁舎第2号館 8階 第1会議室	
委員（敬称略）	委員長 玉井 金五 大阪市立大学大学院経済学研究科教授 委員 岩本 洋子 弁護士 委員 岩寄 理致 税理士	
審査対象期間	平成23年10月1日～平成24年3月31日契約締結分	
抽出案件	6件 内訳 (公共工事) ・競争入札で低入札価格調査の対象となったもの 2件 ・随意契約で新規案件のもの 1件 (物品・役務) ・競争入札案件で参加者が1者しかないもの 1件 ・随意契約で新規案件のもの 2件	
報告案件	0件 (備考)「報告案件」とは、監視委員会において不適切等と判断され、意見の具申又は勧告がなされたもの。	
審議案件	6件	
委員からの意見・質問 に対する回答等	意見・質問	委員からの意見・質問に対する回答等
	下記のとおり	下記のとおり

意見・質問	回 答
「設置要綱第6条に基づき抽出された審議案件の審議」	
<p>【審議案件1】公共工事において競争入札で低入札価格調査の対象となったもの (競争入札) 西野田労働基準監督署外3所庁舎複層ガラス入替工事 (契約の概要) 庁舎の窓ガラスを複層ガラスへの入替工事を施工したもの</p>	

意見・質問	回 答
<p>抽出委員より抽出されました審議案件の1番について、説明者より入札契約手続等説明をしてください。</p>	<p>審議案件の1番は、西野田労働基準監督署、大阪西公共職業安定所、淀川公共職業安定所、泉佐野公共職業安定所の4署所における複層ガラスへの入替工事について、一般競争入札を実施したものです。</p> <p>複層ガラスへの入替工事は、平成22年度より地球温暖化対策の一環として進めており、節電対策にも寄与するものと考えています。</p> <p>入札参加資格は、予定価格より「建築一式工事」のD等級となり、より多くの参加を募るため直近上位のC等級も加えて実施し、5者が参加しました。開札の結果、落札者の入札金額が、低入札価格調査基準額未満であったため、低入札価格調査を実施の上、契約を締結しました。</p>
<p>低入札価格調査において、実施可能と判断した理由は何ですか。</p>	<p>当該入札価格で入札した理由及び施工可能な根拠、労働者確保計画、過去に施工した公共工事、財務状況、労働保険料の納付状況の内容等を確認し、これらを総合的に見て、施工が可能であると判断しました。</p>
<p>国の発注工事であるが、国税等の納税証明書の提出は求めないのですか。</p>	<p>納税証明書の提出までは求めていません。</p> <p>今後、財務状況の確認を要する場合は、提出を求めていくようにしたいと思います。</p>
<p>5者参加し、最も高い入札金額でも、低入札価格調査基準未満となっています。予定価格の積算方法について説明してください。</p>	<p>予定価格の積算方法は、直接工事費は、建築コスト情報・建設物価等から部材及び人件費の単価を求め、国土交通省の積算基準に基づき積算しています。</p>
<p>大阪労働局で、複層ガラスの入替工事の施工実績はあったのですか。実績があったのであれば、予定価格に過去の実績の反映をしなかったのですか。</p> <p>予定価格の積算に、過去の工事实績を反映させていくと、入札の度に予定価格が下がっていく懸念もありますが、価格動向等の調査は難しい点もありますので、できる限り過去の実績を反映させていく必要があると思います。</p>	<p>平成22年度に、複層ガラスの導入を行いました。入札内容としては、非常に低い落札価格でした。落札者に尋ねたところ、一部積算を誤って入札をしたのが理由でしたので、今回の予定価格の積算においては反映させませんでした。</p> <p>また、事前に卸価格をメーカーから入手することもできませんし、今後、同様の工事があれば、単価等を参考にしていきますが、今回は、建築コスト情報等の資料を参考に予定価格を積算しました。</p>

<p>【審議案件2】公共工事において競争入札で低入札価格調査の対象となったもの (競争入札) 岸和田労働基準監督署外8件空調機器更新工事 (契約の概要) 10年以上が経過している室外機と室内機を選定し、配管を再利用する方法で空調機の更新を行ったもの</p>	
意見・質問	回 答
<p>審議案件2番について、説明者より入札契約手続等説明をしてください。</p>	<p>最近の空調機器は、従来型と比較して消費電力が大幅に減少しており、地球温暖化対策と節電対策の観点から空調機器の更新を行いました。</p> <p>設置後10年以上が経過し劣化した空調機器を更新の対象として、室内機と室外機を取替える工事を施工することとしました。</p> <p>予定価格は、過去の同様の工事施工時の見積書や建築コスト情報・建設物価等から部材及び人件費の単価を求め、国土交通省の積算基準に基づき積算しています。</p> <p>入札参加資格は、予定価格より「機械器具設置工事」のC等級となり、より多くの参加を募るため直近下位のD等級も加えて実施しました。</p> <p>入札には1者が参加し、開札の結果、入札金額が低入札価格調査基準額未満であったため、低入札価格調査を実施の上、契約を締結しました。</p>
<p>入札参加者が、1者だけだったということですが、その原因をどのように考えていますか。</p>	<p>参加者が、1者のみとなった原因は、9署所を実施する施工体制の確保と納期までに空調機器の調達が困難だったものと考えています。</p> <p>参加者が少ないと想定される時は、過去の施工業者にも参加勧奨させていただくようにしています。</p>
<p>9署所を一括で発注した理由は何ですか。また、空調機器を何十台も調達するのが難しかったのであれば、年度末近くの発注ではなくて、年度初めに工期を長く設定した契約をすることによって違った結果になったのではないのですか。</p>	<p>一括で発注した理由は、集約化によるコスト削減をはかったものです。</p> <p>工期を長く設定すれば、中小の業者では、資金面で厳しいという話を聞いていますし、中小の業者も参加しやすいようにすることも考える必要があります。</p> <p>今後は地域ごとに分割して発注する等、検討が必要と考えています。</p>

<p>中小企業対策として分割発注をすれば、何故分割しているのかという明確な理由が必要ですし、この辺の解釈が本当に難しいですね。</p>	<p>工事内容や金額等も含めて、検討するようにします。</p>
<p>本審議案件に限らず、参加者が1者だけの一般競争入札について、競争参加者を増やす取組として、何かされているのですか。</p>	<p>取組としては、入札日から起算して10日以上の公告期間を設けていますし、入札説明書を取りに来られた業者名は記録していますので、参加申し込みがなければ参加勧奨させていただき、結果として1者だけの参加となった入札案件は、参加しなかった業者に入札を辞退された理由をお伺いした上で、仕様書や発注単位の見直し等を検討し、今後の契約案件の条件設定の参考としています。</p>
<p>【審議案件3】公共工事において随意契約で新規案件のもの (随意契約) 大阪学生職業センター、大阪外国人雇用サービスセンター及び大阪キャリアアップハローワーク移転に伴う阪急グランドビル入居工事 (契約の概要) 入居に伴う内装工事</p> <p>【審議案件4】競争入札案件で参加者が1者しかないもの (競争入札) 大阪学生職業センター等移転等に伴う什器の購入及び移設等作業 (契約の概要) 施設集約化に伴う必要物品の購入及び既存什器の移設等の役務作業</p> <p>【審議案件5】随意契約で新規案件のもの (随意契約) 大阪学生職業センター・大阪外国人雇用サービスセンター及び大阪キャリアアップハローワーク建物賃貸借契約 (契約の概要) 建物賃貸借料の契約</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>審議案件3番、4番、5番については、全て大阪学生職業センター、大阪外国人雇用サービスセンター、大阪キャリアアップハローワーク関係の案件となりますので、3案件を続けて説明者より契約手続等説明をしてください。</p>	<p>3施設を集約した経緯について説明します。 まず、大阪学生職業センターですが、大学短大等の在学生及び卒業後3年以内の方を対象とした業務を行っています。大学生の多くは、大手企業への就職活動を行う傾向があり、内定に至らない場合が多くみられます。加えてリーマンショック以降、採用枠自体が減ったことで非常に厳しい就職環境になっています。そこで、政府をあげてハローワークが大学生を支援すると広く周知したことにより利用者が急増し、施設が手狭になっていました。 次に大阪キャリアアップハローワークです</p>

が、この施設はリーマンショック以降全国的に非正規労働者の雇止め問題が非常に顕著化し、大阪でも雇止めになった非正規労働者に対応するためにキャリアアップハローワークを梅田の第一生命ビルに設置していました。景気が回復傾向を見せ自動車産業を中心とした製造業の回復から全国的に非正規労働者の雇止め件数が減少しているものの、依然として、非正規労働者の状況は厳しいものであり、特に若年層の非正規労働者対策も大きな課題ですので、キャリアアップハローワークにおいて正社員採用への施策を行っています。

大阪外国人雇用サービスセンターは、卒業後日本で就職を希望する留学生や仕事を探す外国人に就職支援を行っている施設です。

大阪学生職業センターは、本年4月から大阪新卒応援ハローワークという名称に変更し、場所が心齋橋から梅田に変わり利便性が向上したことにより、京阪神からの利用者も増加し、本年4月から6月までの利用者数が、前年同期に比べて1.6倍となっています。大阪キャリアアップハローワークは、若年フリーター層への支援を行うために本年4月よりわかもの支援コーナーを新たに設置し、卒業後3年までは大阪新卒応援ハローワーク、それ以上の方については大阪キャリアアップハローワークのわかもの支援コーナーで対応するという若年層に対するワンストップサービスが行える施設ができたことが、梅田に施設を集約したメリットとして非常に大きいと考えています。大阪外国人雇用サービスセンターについても、企業に対するワンストップサービスができると考えています。学生を募集したい場合には大阪新卒応援ハローワーク、留学生の相談では大阪外国人雇用サービスセンターとなります。4月から6月までの留学生の利用者は、前年同期比で18.8%増加しています。

これらの施設の集約メリットを生かしながら若年層の就職支援を梅田地域で展開していきたいと考えています。

	<p>審議案件 3 番は、大阪学生職業センター、大阪外国人雇用サービスセンター、大阪キャリアアップハローワークの移転に伴う入居工事です。</p> <p>予定価格は、過去の入退去における工事施工実績、インターネット、建築コスト情報等から部材及び人件費の単価を求め、国土交通省の積算基準に基づき積算しています。予定価格の積算方法は、競争入札も随意契約も同じ方法です。</p> <p>入居工事は、ビルの所有者の指定する業者による施工が入居条件とされており、指定業者から徴した見積書が、予定価格以下であったため契約を締結しました。</p>
	<p>審議案件 4 番は、大阪学生職業センター等移転に伴う什器の購入及び移設作業の契約です。</p> <p>予定価格について、物品の購入は、直近の什器購入にかかる入札結果の割引率等を参考に積算し、什器移設等の作業は、過去の同様の契約実績から必要人数を割り出して積算しています。処分費用も、数量に過去の契約における平均単価を乗じた額から積算し、それぞれ合算して予定価格としました。</p> <p>入札参加資格は、予定価格より「物品の販売及び役務の提供」の A 等級となり、より多くの参加を募るため直近及び下位の B 等級、C 等級を加えて実施し、4 者が参加し入札を行いました。予定価格以下の応札者がなく不調となりました。</p> <p>仕様書及び予定価格について見直した結果、予定価格を実勢単価より低く積算していたため、再積算を行った上で、仕様書を変更することなく再公示を行いました。</p> <p>入札には 3 者が参加し、最低入札価格が予定価格以下であったため、契約を締結しました。</p>
	<p>審議案件 5 番は、大阪学生職業センター・大阪外国人雇用サービスセンター・大阪キャリアアップハローワークの 3 施設を阪急グランドビル 16 階・18 階に集約したことによる賃貸借契約です。</p> <p>予定価格は、立地条件、面積規模等から物件</p>

	<p>の選定を行い、候補物件の平均値を基に積算しました。物件は、利用者の利便性を考慮し、梅田周辺であること等を条件として選定を行い、借料も相場と比較し安価であったことから、会計法に基づき随意契約を締結しました。</p> <p>経費面は、大阪キャリアアップハローワーク単体では、大幅な借料の減少となりましたが、3施設トータルでは狭隘解消のために面積を増加させたこともあり、3施設合計で年間200万円を少し超えた額の削減となっています。</p> <p>移転経費等の支出は生じましたが、学生わかものフリーターに対する施策の必要性を考えると十分事業効果が発揮できる施設になったものと考えています。</p>
<p>3案件をまとめて審議案件としたのは、高額な移転費用を支出し、借料の削減が支出額に至るまでには、かなりの年数が必要となることと、利用者数の変化によって移転を行う施策が、本当に必要なのかについて見ていかなければならないと考えたからです。</p> <p>梅田の駅から1分と、立地条件の良さがありますが、就職をしようとしている人達に対して、駅近でいつでも利用できるという配慮が必要なのかという疑問があります。</p>	<p>昨今、若年層の間でもハローワークの認知度が少しは上がってきましたが、やはり駅近で便利どころでないと来てくれません。若年層の就職については、大きな社会問題と考えています。ここにくれば全部解決ができるというメリットを大々的に打ち出したいということで梅田に集約させました。</p>
<p>それでは、審議案件3番の入居工事に戻りますが、契約に至るまでの交渉等の経緯について説明してください。</p>	<p>契約金額については、予定価格以下の金額を当初から提示されていたとしても、何度も値引交渉を行った上でないと契約締結を行うことはありません。</p> <p>今回についても、当初に提示された金額から、何度も値引交渉を行った上で、最終的に提示された金額をもって契約の締結ができたというものです。</p>
<p>ビルのオーナーとも、交渉されたのですか。</p>	<p>ビルのオーナーにお願いをしましたが、工事の施工費については、関与できないということでした。</p>
<p>それでは、審議案件4番についての審議に入ります。</p> <p>1回目の入札が不調となった理由はどのように考えていますか。</p>	<p>入札が不調になった理由を検討していく中で、少し人件費についてシビアに積算していたところがあったと考えました。</p> <p>今回の応札者以外の3業者に労務単価等の実態等を調査したところ、休日・深夜の割増が法定</p>

	以上の割増率であったことが判明しました。それを基に、労務単価の積算を見直して予定価格を再積算した上で、改めて、入札公告を行いました。
<p>それでは、審議案件5番についての審議に入ります。</p> <p>予定価格と契約額の差に、かなりの開きがありますが、理由は何ですか</p>	<p>梅田地区は、ビルの新築ラッシュとなっており、立地条件や面積規模等から物件を選定したところ、高い借料のビルも対象となることから予定価格が高額となりました。</p>
<p>契約に至るまでの価格交渉等はどのようにされたのですか。また、相場よりかなり低い金額で契約できたのですか。</p>	<p>ビル側も少しでも高い金額で契約したいと当然考えていますが、新築ビルと大差がないのであれば、新築ビルも選択肢にあることを伝えて交渉をしてきました。</p> <p>交渉の結果、梅田のビル相場からは、相当低い価格で契約締結ができたと考えています。</p>
<p>【審議案件6】 随意契約で新規案件のもの</p> <p>(随意契約) 吹田市地域雇用創造推進事業</p> <p>(契約の概要) 地域における自主的かつ創意工夫を活かした雇用機会の創出を推進するため、地域雇用開発促進法に基づき、自発雇用創造地域の関係市町村及び経済団体で構成される地域雇用創造協議会からの提案に係る雇用対策事業のうち、厚生労働省において開催される有識者等で構成する「事業構想選抜・評価委員会」において雇用創造に係る効果が高いと認められるものを協議会等に委託することにより実施するもの。</p>	
<p>審議案件6番につきまして、説明者より入札契約手続等説明をしてください。</p>	<p>本事業は、雇用機会が不足している地域において自発的な雇用創造を支援する事業です。</p> <p>本事業を応募する市町村及び経済団体等で構成される地域雇用創造協議会からの提案を受け、厚生労働省において開催される、有識者等で構成する「事業構想選抜・評価委員会」で雇用創造に係る効果が高いと認められるものについて採択を行い、当該協議会に事業を委託するというもので、平成19年度から実施しています。</p> <p>今回、大阪府内で応募があったのは吹田市のみでした。採択されました吹田市の事業は、企業家を育て地域産業として発展させることによって、雇用拡大を図っていくというプロジェクトになっています。</p> <p>契約については、「地域雇用創造実現事業委託要綱」に基づき、大阪労働局と当該協議会の間</p>

	<p>で締結しています。</p> <p>予定価格の積算は、採択された事業構想提案書の事業経費が適正と判断したことから、同額を予定価格としています。</p>
<p>事業内容等は、政策レベルで決められるものと思われませんが、事業の実績及び効果について説明してください。また、契約書に監査が出来るという条項があるのですが、計画の実施状況をどのように把握をして、監査をどのように実施していくのか説明してください。</p>	<p>当該事業は、複数年度に亘る契約であり、年度ごとに、当該協議会から「事業中間評価報告書」が大阪労働局を經由して本省に提出されます。その過程で大阪労働局として必要な支援指導を行います</p> <p>本省において、当初の事業実施構想の提案見込みから雇用創出数が大きく乖離するなど事業の継続が適当でないと判断される場合には、その時点で委託契約の打ち切りを含めた委託内容の変更を行うことになっています。</p> <p>当該事業終了時に「事業実施結果・精算報告書」が当該協議会から提出され、労働局において内容審査をして適正と認めた時に委託費の額を確定させることになっています。</p> <p>前回実施の市においても事業について清算の上、返金をしていますので、予算額を自由に使ってくださいというようなものではありません。</p>
<p>今回抽出しました6件を審議いたしました。すべて適正であると判断いたします。</p>	